

第4回 習志野市地域公共交通会議【議事録】

日 時：平成25年7月30日（火）午前10時～午前10時35分

場 所：習志野市役所仮庁舎3階 大会議室

【会議次第】

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 題

東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業に係る運行計画について

4. その他

今後のスケジュールについて

5. 閉 会

【委員の出欠状況】

● 出席委員

榛澤委員 花崎委員 木下委員 小川委員 角田委員 鹿田委員

富谷委員 池田委員 諏訪委員 福島委員 真殿委員

● 欠席委員（代理出席）

土屋委員 関口委員（毎熊氏） 吉田委員（木村氏） 海老原委員

鈴木委員（中山氏）

【討議要旨】

発言内容	結論及び事務局からの説明
○実証運行事業者の決定について	
■実証運行事業者の決定について	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルにより、実証運行事業者を「習志野タクシー株式会社」に決定した。 	<p>【委員一同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。
○東習志野・実叅地域公共実証運行事業に係る運行計画について	
■運行ルート・停留所について	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートについて、当初案より2点変更した。 <ol style="list-style-type: none"> ①より利便性の向上を図るために、東習志野八丁目の起終点の位置を当初案よりも東側に移動した。 ②偕生園線において、結節点である実叅駅における乗継のしやすさを考慮し、停留所を集約するため、偕生園から実叅駅に向かう際に京成線線路脇の一方通行の道路を通行せず、往復とも東金街道を通行することとし、常に駅の東側から進入することとした。 ・停留所は全部で20か所あり、運行ルート上に既存バス路線がある場合は、既存停留所を活用し、以前のコミュニティバスと重複する区間については、同じ場所に停留所を設置する。その結果、①東習志野八丁目東、②東習志野八丁目中央、⑬しよいか〜ご、⑳偕生園の4か所を新規設置としたい。 	
<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートについて、変更点を提案頂いた。何か質問等はあるか。 <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停留所は、全20か所となる。新設する4か所以外は、既存路線の停留所を活用する。これについて、何か意見はあるか。 	<p>委員一同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【委員一同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
■運行時間帯、運行間隔、便数について	
<ul style="list-style-type: none"> ・運行時間帯は、午前7時台から午後8時台としたい。 ・運行間隔は、「東習志野八丁目東～実叅駅」においては25～45分間隔、「実叅駅～偕生園、しよいか〜ご」においては、50～90分としたい。 ・運行便数は、「東習志野八丁目東～偕生園」においては24便、「東習志野八丁目東～しよいか〜ご」においては、26便としたい。 	
■時刻表について	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にわかりやすいよう、利用者が多く見込まれる時間帯においては、毎時、同じ時間に出発するよう設定した。 	

■運賃について	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1乗車あたり、大人200円、小人100円とする。 ・割引制度として、障がい者等への割引、乗り継ぎ割引を実施する。 	
<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運賃設定において、障がい者等への割引、乗り継ぎ割引については、第3回会議では出ていなかった。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルを実施するなかで、運行事業者からの提案があるか注視していた項目であり、その提案を採用した。運行経費への影響については、事業者へ確認し、経営努力で対応できるとの回答を得ている。
<p>【会長】</p> <p>運賃支払いは、現金のみの扱いか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>その通りである。</p>
■運行車両について（車いす対応）	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時運行車両（定員13名）は2台を市が準備し、予備車両（定員10名）は1台を運行事業者が準備する。 ・道路運送車両の保安基準やワンマンバスの構造要件に適合するよう架装を行うが、輸送需要に対応できない恐れがあることから、移動等円滑化基準に対応する改造は行わない。 	
<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議において議論した、車いす利用者への対応について、何か意見はあるか。 	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の32ページに移動等円滑化基準を適用しない理由についての記載がある。先月の通常国会で、「障害者差別解消法」が可決・成立し、3年後に施行される。そこまでに差別を解消するため、合理的な配慮を図る必要がある。車いす用スペースや乗降用リフトを設けないことについては、合理的な配慮として容認され则认为。ただし、折りたたみ不可の電動車いすが乗車できないのであって、折りたたみのできる車椅子やベビーカー等は乗車できることをきちんと伝える必要がある。
<p>【会長】</p> <p>福祉バスでの車椅子への対応について教えてほしい。</p>	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすは、乗車できないことになっている。 <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運行における車いす利用については、折りたたみ用は可、電動式は不可と明記する。

■運行車両について（その他）	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市と予備車両の架装については、同じになるのか。費用については別々の負担となるのか。車両の外装デザインは決まっているのか。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 架装は同様とする。 費用は、市と事業者で各々負担する。 外装のデザインは未定である。
■乗りあふれ対策について	
<ul style="list-style-type: none"> 乗りあふれ発生時は、運転手が携帯電話にて営業所に予備車両の配車要請を行い、予備車両が出庫している場合はタクシー車両を配車する。 予備車両を配車した場合は、乗客が全員降車した時点で車庫へ回送する。 	
<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗りあふれが発生した際の予備車両の配車は、運転手が携帯電話で対応するということであるが意見はあるか。 	<p>【委員一同】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。
○今後の対応について	
■運行開始の周知について	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行開始の周知は、10月頃からまちづくり会議を中心に行い、10月15日号の広報習志野で周知を図る予定である。 	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民への周知の仕方が重要である。 何か問題があった場合、地域住民はどこに連絡して良いか分からない。どこに連絡をすれば良いのか区別や判断ができるようにする必要がある。 車両のデザインについても周知する必要がある。 <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報の内容については、アウトラインを事前に提示して欲しい。 	<p>【事務局】</p> <p>10月15日号の広報で周知する予定である。併せて、時刻表を掲載したリーフレットを作成し配付したい。</p>

■スケジュールについて

【事務局】

- ・ 11月の運行開始後の1～2月頃に、乗降停留所調査、利用者アンケート、沿道市民アンケートといったフォローアップ調査を実施したい。については、次回の公共交通会議においてフォローアップ調査の内容について審議いただきたい。

【会長】

- ・ 第5回会議でアンケート調査内容について事前に案を示していただき内容を諮りたい。その後、実証運行の方向性の判断は5月頃を予定する。スケジュールについて、何か意見はあるか。

【委員】

- ・ 特に意見なし。

○総括

【会長】

- ・ 運行計画については合意が図られたものとする。今後、事業者の認可申請を行っていただきたい。

以上